

半田市共同学校事務室の組織及び運営等に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市立学校管理規則（昭和34年半田市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第13条の4第3項の規定に基づき、共同学校事務室の組織及び運営等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 半田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、複数の学校で構成する共同実施ブロック（以下「ブロック」という。）を別表第1のとおり指定する。

2 共同学校事務室は、教育委員会の組織として位置づけ、ブロックを構成する学校の事務職員をもって組織する。

3 共同学校事務室の運営責任者として室長を置き、室長以外の事務職員を室員とする。

4 室長は、原則として総括事務長を充て、愛知県教育委員会の同意を得て、教育委員会が発令する。ただし、当該ブロックを構成する学校に総括事務長がない場合は、適当と認められる者に愛知県教育委員会の同意を得て、教育委員会が発令する。

5 共同学校事務室は、原則として室長の本務校（以下「拠点校」という。）に置き、共同実施を円滑に行うものとする。

6 室長は、業務の円滑な遂行のため、教育委員会の承認を得て室長を補佐する副室長を室員の中から任命することができる。副室長は、室長に事故あるときに共同学校事務室の運営を代行する。

7 拠点校の校長は、共同学校事務室を総括する。

(室長の職務)

第3条 室長は、共同学校事務室の事務を効率的かつ適正に処理するために次に掲げる職務を行う。

- (1) 室員の指導及び育成
- (2) 室員の事務の割振り
- (3) 室員の事務の繁閑の平準化
- (4) 室員間の連携を図るための定期的なミーティングの実施
- (5) 室員の服務管理
- (6) ブロック内の各校長との連携

(7) その他規則に規定する業務を円滑に実施するために必要と認められる職務

(運 営)

第4条 拠点校の校長は、共同学校事務室の運営について、当該ブロック内の各校長と十分協議した上、年度当初に室長が作成する共同学校事務室運営計画（様式第1）を教育委員会へ報告しなければならない。

2 拠点校の校長は、共同学校事務室運営計画を変更する必要がある場合は、当該ブロック内の各校長に承認を得た後、教育委員会へ報告するものとする。

(専決事項)

第5条 ブロック内各校の校長の権限に属する事務のうち、室長が総括事務長又は事務長の場合に室長に専決させることのできる事務は、別表第2のとおりとする。ただし、次に掲げる場合には、専決させることはできない。

(1) 事案が重要又は異例と認められる場合

(2) 事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じる恐れがあると認められる場合

2 室長は、専決した事項について、必要に応じ、ブロック内の各校長に報告しなければならない。

(室長及び室員の身分)

第6条 室長及び室員の本務校は、当該事務職員がそれぞれの所属する学校とする。

2 教育委員会は、ブロック内学校の事務を共同学校事務室で処理するため、室長及び室員が本務校以外のブロック内の他校を兼務させる必要がある場合は、愛知県教育委員会へ内申する。

(室長及び室員の服務)

第7条 共同学校事務室の事務職員の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が、本務校以外で業務に従事する場合は当該学校の校長がそれぞれ行う。

2 ブロック内の各校長は、共同学校事務室運営計画に基づき、事務を処理するため必要と認めるときは、当該校を本務とする事務職員に拠点校及び兼務校への出張を命ずるものとする。

(半田市共同学校事務室運営委員会)

第8条 共同学校事務室間の連携を図り、適切な運営を推進するため、半田市共同学校事務室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 半田市小中学校長会（以下「校長会」という。）の代表
 - (2) 市内小中学校の事務職員
 - (3) 教育委員会事務局の職員
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 3 運営委員会に会長を置き、校長会の代表をもって充てる。
- 4 運営委員会は、必要に応じ会長が招集し、次の事項について協議する。
 - (1) 共同学校事務室における効果的及び効率的な事務処理に関する事
 - (2) 共同学校事務室による学校の管理運営全般の支援に関する事
 - (3) その他共同学校事務室による事項に関する事
- 5 運営委員会に事務局長を置き、室長の中から会長が選任する。
- 6 事務局長は、会長を補佐し、運営委員会の円滑な運営に努める。

(その他)

第9条 共同学校事務室における事務処理は、この要綱に定めるもののほか、関係法令、条例、規則等の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 半田市立学校事務共同実施組織の組織、運営、業務等に関する要綱は、廃止する。

別表第1（第2条関係）

| ブロック名 | ブロックを構成する学校 |
|-------------|--|
| 半田中ブロック | 半田中学校、半田小学校、さくら小学校、岩滑小学校、雁宿小学校 |
| 乙川中・亀崎中ブロック | 乙川中学校、亀崎中学校、乙川小学校、横川小学校、乙川東小学校、亀崎小学校、有脇小学校 |
| 成岩中・青山中ブロック | 成岩中学校、青山中学校、成岩小学校、宮池小学校、板山小学校、花園小学校 |

別表第2（第5条関係）

| 室長専決事項 |
|---------------------------------------|
| 1 教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること |
| 2 教職員の児童手当の認定に関すること |
| 3 教職員の給与等に係る報告に関すること |
| 4 旅費に係る請求依頼の確認及び審査に関すること |
| 5 会計経理に係る簡易な報告に関すること |
| 6 その他所掌事務に係る軽易かつ定例的な調査に関すること |

